

カザフスタンの税制

1 カザフスタンの概要

カザフスタン（正規の国名はカザフスタン共和国）は、1991年に旧ソ連から分離独立した中央アジアに所在する国で、国土面積は日本の約7倍強、人口は約1,500万人弱である。この国が注目される理由の一つは、石油、レアメタル等に恵まれた資源大国であることである。外務省資料（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kazakhstan/data.html>）によれば、石油埋蔵量は398億バレル（世界の3.3%）、天然ガス埋蔵量3兆立方メートル（世界の1.7%）（2007年BP統計）で、ウラン、クロムの埋蔵量は世界2位、亜鉛は世界5位である。このような資源大国であることから、近年の石油価格の高騰等により国内経済は高い成長を続けている。

2 日本との租税条約

日本とカザフスタンの間では、日本が旧ソ連と締結した条約の継承を1994年4月に確認したが、1994年11月、カザフスタン側より同租税条約を失効させるとの通告が行われたことで、1995年12月に両国間の租税条約が失効した。日本は旧ソ連の分割後の諸国との間では、バルト三国以外の国とは旧ソ連との間の条約の承継を行ったのであるが、カザフスタンのみが失効を通告してきたのである。

我が国の財務省は、2007年12月に日本とカザフスタン間で租税条約交渉を開始し、2008年6月20日に、対カザフスタンとの租税条約が基本合意に至ったことを公表している。この日本・カザフスタン租税条約が注目される理由が二つある。第1は、カザフスタンが資源大国であり、経済成長が著しい国であることから、今後、両国間で相互に投資が増加することが予測されることである。第2は、カザフスタン以上に経済力のあるロシアと日本の間では、旧日ソ租税条約（以下「日ロ租税条約」という。）がそのまま継承されて適用されていることである。日ロ間は、今後相互の経済交流がより盛んになるものと思われるが、そうであるならば日ロ租税条約の改正も必要になろう。今後明らかになる日本・カザフスタン租税条約が、日ロ租税条約とどのような相違があるのかが興味あるところである。

日本・カザフスタン租税条約において基本合意されたポイントとして公開されたものは次の2点であるが、具体的な税率等は示されていない。

- ① 進出した企業の事業活動による所得に対する源泉地国課税の対象を明確に限定する。
- ② 投資先の国における投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税を軽減する。

Topics of International Taxation

3 カザフスタンの法人税制

2008年6月23日付の報道によれば(http://www.kommersant.com/p905232/taxation_Kazakhstan/)、本年9月頃を目途にして、法人税等の減税を含む新税制が現在検討されているということである。法人税率に関しては、現在のところ、10%から20%の範囲の税率で検討が行われ、付加価値税も現行の13%の税率を引き下げることが検討されている様子である。

(1) 納税義務者と課税所得の範囲

カザフスタン国内において活動する企業、外資系企業、外国法人のカザフスタン支店等はカザフスタンにおいて納税義務が生じる。カザフスタンで設立された法人は、全世界所得が課税所得となり、カザフスタン国内に支店等を有する外国法人は、国内源泉所得のみが課税所得となる。

(2) 課税所得の範囲

カザフスタンにおける企業会計は、基本的に国際会計基準に沿うものであることから、課税所得の計算は、企業会計に基づく利益を基礎として税務調整を加えた金額ということになる。なお、キャピタルゲインは、通常の所得と合算の上、基本税率により課税となる。

(3) 法人税率

法人税の基本税率は30%であり、外国法人のカザフスタン支店の所得に対しても同じ税率が適用される。なお、外国法人のカザフスタン支店には通常の法人税に加えて、税引後の利益金額に対して15%の支店利益税が追加となるが、カザフスタンとの租税条約がある場合、支店利

益税は軽減される可能性がある。

(4) 源泉徴収税率

配当に係る源泉徴収は、非居住者に支払われる場合は15%の税率であるが、内国法人に対する配当は源泉徴収されない。同様に、非居住者に対して支払われる利子の源泉徴収税率は15%，使用料については20%の税率である。

(5) 税制上の優遇措置

カザフスタンは四つの経済特区を定め、その区域内において事業活動を行う企業に対して法人税の半減又は免除、土地及び財産に課される税の免税等がある。

(6) 申告等

課税は暦年を事業年度として行われている。法人の予定納税は、見積所得又は過去の納付税額を基礎として、毎月20日までに納付する。申告期限は翌年の3月31日であり、納期限は、申告期限後10労働日内に納付することになる。

(7) 法人税以外の税

法人税以外の税目としては、個人所得税、付加価値税、輸入消費税(関税とは別に課税)、社会保障税(雇用者が負担)、社会保険料(年金基金の原資として使用人より徴収)等がある。これら以外では、鉱物等の資源開発を行う者に対する課税があるが、現在新税制はこれらの者に対する税負担を軽減することを検討中である。

(注) カザフスタンの税制に関しては、アーンストヤング会計事務所作成のカザフスタン投資のガイドブック等を参考にした。
([http://www.ey.com/global/download.nsf/Kazakhstan_E/BIG_2005E/\\$file/BIG_05E.pdf](http://www.ey.com/global/download.nsf/Kazakhstan_E/BIG_2005E/$file/BIG_05E.pdf))

中央大学商学部教授

矢内一好